

平成 30 年度 第 1 回 瀬戸内市地域公共交通会議 会議録要旨

開催日時：平成 30 年 6 月 22 日（金）14 時 00 分～15 時 50 分

開催場所：瀬戸内市役所 2 階 大会議室

出席委員：高原会長（瀬戸内市副市長）

大東副会長（岡山商科大学経営学部）

原 委員（両備ホールディングス㈱）

佐藤委員（東備バス㈱）

坂本委員【代理：末藤氏】（㈱ネイチャーワールド自動車）

元浜委員（瀬戸内市商工会）

石田委員（瀬戸内市観光協会）

吉田委員（瀬戸内市老人クラブ連合会）

北谷委員（瀬戸内市 PTA 連合会）

角房委員（生活交通網をつくる会）

久保委員【代理：木山氏】（西日本旅客鉄道㈱岡山支社）

三枝委員（一般社団法人瀬戸内市緑の村公社）

藤井委員（中国運輸局岡山運輸支局）

福寄委員（岡山県県民生活部県民生活交通課）

杉田委員（備前市市民生活部市民協働課）

竹井委員（瀬戸内警察署）

中務委員（備前県民局建設部管理課）

出席委員 17 名

委任状提出委員 3 名

事務局：総合政策部 三浦（部長）

企画振興課 岡崎（課長）、青砥（課長補佐）、吉田（主事）

1 開会

2 会長あいさつ

※昨年の 11 月に運行開始した市営バス事業について、約半年が経過した。各方面から

いただく様々なご意見を反映させ、改善につなげることが次のステップと考えている。

※本日の会議でも事業実態に対するご意見をいただき、将来展望について協議したい。

また、タクシー活用事業についても改善策などについてご意見を頂きたい。

3 議事

(1) 市営バス事業について

～事務局から資料1(P1～5)【市営バスの利用状況】について説明～

会 長 意見や質問があればお願いしたい。

会 長 3月の利用が伸びた理由はどのように分析しているのか。

事務局 想像の域を超えないが、運行事業者から春休み中の高校生の利用がいくらか見られたと聞いている。

会 長 例えば大浦、幡、師楽などの公共交通不便地域で、市営バス事業のメイン対象と位置付ける地域で利用者数が少ない理由をどう考えているか。

事務局 地元の住民に話を聞くと、今はまだ必要ないが、5年後、10年後には利用するので必ず継続してほしいというご意見である。現状では自家用車などで移動手段を確保できている方が多い。市営バスが運行開始したからといって、すぐに利用しなければ生活が成り立たないという方はむしろ少ない。

～事務局より資料1(P6～15)【路線・停留所の調整】について説明～

会 長 6ヶ月の間に要望等があったものについて事務局案を提示した。各委員のご意見を頂きたい。

委 員 ダイヤは変更登録の手続きは不要だが、10月実施までに調整するということがか。

事務局 ダイヤも調整する。全体的に大きな路線変更ではないので、各路線とも現状ダイヤから10分程度の変更で納まる予定。

委 員 P12の美和線の路線変更について確認したい。他の路線変更は利用者の意見を踏まえての変更だが、この部分は運行委託事業者の提案によるものである。地元の方は納得しているのか確認したい。

事務局 変更後の路線は農道になることから、通行に関して関係者と協議を行っている。また、地域の利用者については、水落から真徳東の間には停留所はなく、乗降できる場所はこれまでと変わらないため利便性は変わらない。現状では、

路線上でバキュームカーやごみ収集作業と重なった場合、利用者にバスの中で待っていただくことがあるが、このようなことが解消されるため利便性は向上すると考えている。

委員 私の居住地付近である。住民の立場からも、路線改正案がよいと考えている。停留所の位置が変わらないのであれば、幅が狭い集落内の道路を路線とする必要はない。

会長 水落、真徳東とも一定数の利用があり、停留所としての実績はある。ただ、水落から真徳東の間には停留所がなく、この間の路線を変更しても利用者への影響はないという判断で事務局案をお示ししている。

委員 瀬戸内市営バスの美和線と、当市が運行する備前市営バスの東鶴山線で、お互いの路線とバス停の供用で連携して取り組んでいただいていることにお礼を申し上げる。この2路線の乗り継ぎについて市民から要望をこちらで受けている。限られた便数で難しいかもしれないが、お互いに連携して利便性の向上を図っていききたい。ご協力をお願いしたい。

会長 こちらこそお礼を申し上げる。ご提案いただいたとおり、備前市営バスとの乗り継ぎは十分に考えていく必要がある。双方の市民にとって利便性が向上するように考えていききたい。確認させていただくが、備前市では8月頃に公共交通会議を開催される予定か。

委員 開催予定である。

会長 会長として気にかかるのは県へ変更登録する様式案の予定期日を10月1日としていることである。特に美和線については、市民からの要望も大きく、できるだけ早期に改正したい。改正時期を早めることは可能か。

事務局 手続き次第なので備前市の協力を得て、できるだけ早めに対応する。

会長 備前市へはあらためて協力をお願いする。今回の改正で、よりよい方向に変わると思っている。

県への変更登録の申請については、公共交通会議の合意の上協議が整ったことを証する書類を添付して提出する必要がある。

ここで最終の確認をさせていただく。路線の変更について、ご同意を頂ける方については、挙手をお願いしたい。

一同 (全員挙手)

会長 全会一致で合意に至った。事務局は必要な手続きを早急に進めていただきたい。

～事務局より資料1（P16～17）【ダイヤの見直しについて・利用促進について】を説明～

会 長 先ほど備前市さんからご提案いただいた、備前市営バスと瀬戸内市営バスの乗り継ぎ連携は、今回のダイヤ改正には間に合わないか。

事務局 今回のダイヤ改正には間に合わない可能性が高い。飯井もしくは青石付近で相互の市営バスにスムーズに乗り継ぎができればよいというご提案だと認識している。備前市さんとあらためて相談させていただく。

会 長 備前市でも8月に公共交通会議を開催される。それまでに、ある程度協議して共通の方向性は定めておく必要がある。事務局は、備前市の担当者と協議を進めていただきたい。

委 員 運行を開始して約半年が経過したが、トラブルの発生状況はどうか。

事務局 大きなトラブルは発生していないが、法令に定められた報告義務のない軽微な物損事故が2件発生している。また、利用者の見落としに関する苦情が市へ3件あった。

会 長 補足すると、市営バスが定員に達したため無料タクシー券を配布するということが、3月に一度発生した。つまり、この便については定員である8人を超える利用希望があったということである。

委 員 市営バスの利用に関する説明の中で、千手や師楽の利用が少ないということであった。千手の利用が伸びない理由はわかる。集落近くの県道を東備バスの牛窓南回り線が運行しており、住民はこれを利用して西大寺方面へ移動している。市営バスの運賃300円を支払って、東備バス停留所までの近距離を移動する必要はないということが理由だと考えられる。

一方で、師楽については公共交通が利用できない数十軒の集落であり、以前から集落への地域内交通導入を要望する声が大きかった。なぜ想定より利用者が少ないのか、調査は行ったか。

事務局 地域を限定したアンケート調査等は実施していない。地域の方に話を聞くと、現在は自家用車で移動できるが、集落の高齢化も進んでおり、数年後には市営バスを必要とする人が増える、との内容であった。

会 長 錦海の堤防道路が完成すれば、そちらへの路線変更の可能性は考えられるか。

事務局 可能性はある。ただし、師楽や栗利郷への接続、東備バス路線との重複等を総合的に考える必要がある。将来的には検討する必要がある。

会 長 市営バスに乗車して感じたことだが、県道沿いの師楽入口から師楽までの区間は民家や店舗がない。この付近を通るよりも、錦海の堤防道路を通る方が

よいかもわからない。また、新たに拡張道路もできることも視野に入れて、改善を図ることで、師楽を含む地域の利用促進につながる可能性もある。ただし、現状では公共交通を利用する意識が低い地域も多い。意識の醸成が進めば、利用者も増加すると思っている。方法としては、例えばおかやま愛カードの推進などが非常に効果的だと考えている。私自身も高齢者に近づき、自家用車でのバックが不安になることもある。しかしながら、車を運転しないと生活が成り立たないという現状である。今後高齢化が進む中で、市営バスは利用していただける公共交通になると考えている。

公共交通はダイヤが決まっており、自由に移動できないという意見もあるが、東備バスを利用して通勤する市職員の話では、バスのダイヤに合わせて行動することは可能とのことである。

(2) タクシー活用事業について

～事務局から資料2について説明～

- 会 長 妊産婦の方の申請が0件であるが、申請方法等の周知はどのようにしているのか。
- 事務局 制度開始前の前年度10月に、該当地区で周知チラシを全戸配布した。本年度交付分についても、3月に同地区に回覧で周知した。
- 会 長 この事業が全市に普及した場合は市に妊娠の届を提出した際に周知できるが、現時点では地域限定事業のため、各戸への周知になっている。
- 委 員 バス停から400m圏外という要件はどのように決めたのか。
- 事務局 平成27年度に策定した地域公共交通網形成計画で公共交通不便地域の定義を本公共交通会議で決めた。全国共通の定義はなく、当市では400mと定義した。
- 委 員 400m圏内であっても、障害者手帳を保有する人など歩行が困難な人からの意見はないか。
- 事務局 体調がすぐれない方、高齢で足が不自由な方等からご意見を数件いただいている。この制度が公共交通施策であり、福祉施策ではないということの説明させていただいている。
- 会 長 この問題については制度設計する段階で考えたが、事務局からの回答が結論である。現状では、地域限定の制度であるが、今後に向けての大きな課題であると認識している。例えば市営バスが運行している地域の方

は障害者手帳を提示することで運賃が半額の 150 円になる。これは、福祉的な要因を含んで実施しているといえる。これを踏まえると、タクシー活用制度も福祉施策と一部重ねつつ運用することも考えられるかもしれない。今後の検討課題である。

委員 瀬戸内市ではスクールバスの運行地域はどうなっているか。私が住んでいる地域では地区で決めている。地区の中で、対象になったりならなかったりするのはどうかと思う。このような検討もしてみてもどうか。

事務局 自治会単位で区切ることを検討してみたこともあるが、自治会の境界がはっきりしていないところもある。また、飛び地なども存在する。今後の検討課題としたい。

会長 今後の課題ということにとらえている。

瀬溝東のバス停から 400m 圏内となる瀬溝地区については他の要件を満たしていれば、特例として制度の対象としてはどうかという事務局案についてはどうか。瀬溝東のバス停と集落には相当な高低差もある。400m 圏内とはいえ、バス停まで出るのに高齢者はかなり苦労する。

委員 400m ということはかなり曖昧な部分もある。平地での 400m と高低差がある 400m でも違うと思う。400m に厳しくこだわるよりも瀬溝の件に関しては事務局案に賛成する。状況に応じて例外は必要である。事務局案でよいと思う。

委員 この件に関連して確認するが、瀬溝地区以外の地区で 400m 圏内であるが、ダイヤが不便であるとか高低差があるところなどはないか。

事務局 実証地区に限れば、路線バスが利用できないダイヤになっている地域はない。高低差の調査、分析はできていない。

会長 P2 にタクシー活用制度の助成金額が出ている。仮に、現在タクシー活用制度を導入している地域に市営バスを運行するとしたらいくらかかるか。

事務局 市営バスは年間の経費がい路線当たり約 700 万円である。タクシー活用制度でカバーしたほうが費用的には安い。

会長 タクシー活用制度は、70 歳以上で運転免許証非保有または妊産婦という要件設定があり、市営バスのような公共交通と比較するのは乱暴かと思うが、この半年間の実績からもタクシー活用事業は経費的な面からみても効果的であるという結論になる。市営バスが効率的に運行できない

地域の一部へタクシー活用事業を実証導入している。効果的な施策であると考えている。将来的には、他の地域についても道幅や集落の分布状況等で市営バスが効率的に運行できない地域ではタクシー活用制度を導入するべきと思う。

委員 警察では、65歳以上で運転免許証を自主返納された方におかやま愛カードを交付している。一方で、このタクシー活用制度では70歳以上という年齢要件である。年齢要件を撤廃し、運転免許証の自主返納者を対象としてはどうか。70歳未満で、おかやま愛カードの保有者が何人いるかのデータをすぐにお示しできないが、免許を返納すると自家用車を運転できないということになる。年齢要件の引き下げも検討していただきたい。

委員 先に瀬溝地区に対する事務局案についての結論を出した後で次の話をしてはどうか。

会長 それでは確認する。瀬溝地区については、制度の特例として瀬溝東バス停からの距離条件を除外することでよいか。同意を頂ける方については、挙手をお願いする。

一同 (全員挙手)

会長 全会一致である。瀬溝地区については、事務局案のとおりタクシー活用制度の特例を適用する。

副会長 確認するが、停留所の瀬溝と瀬溝東の間にある集落は制度の対象になるのか。

事務局 瀬溝バス停からの距離要件を適用する。

会長 この位置の方は瀬溝東バス停からの距離要件がなくなったので瀬溝バス停からの距離要件になる。瀬溝バス停から400m圏外の方は対象になる。通常通り距離計測して交付決定することによろしいか。

委員 先ほどの合意は瀬溝東バス停からの距離要件を除外することと考えてよいか。

事務局 そのとおりである。

会長 先ほど委員からご意見のあった、年齢要件に関するおかやま愛カードとの整合性について事務局はどのように考えるか。

事務局 おかやま愛カードと同様に65歳からという考え方もあるが、タクシー活用制度は実証運行中なので今後検討する。一方で、一般的には高齢者

の年齢として 65 歳が妥当かとの議論もある。このあたりも含めてこれから考えさせていただきたい。

(3) 地域公共交通網形成計画推進事業について

～事務局から資料 3 について説明～

委員 公共交通会議の開催日程について、今回は 10 月に設定している。一方で、市営バスは 10 月からダイヤ改正の予定であり、遅くとも 9 月頃から周知することになる。ダイヤ改正の内容について、集まって議論することは難しいか。

事務局 ダイヤについては、先ほどご協議いただいた路線と停留所の調整に伴う改正であり、大幅な変更にはならない。現状のダイヤから 10 分程度以内の変更を想定している。交通会議でダイヤの微調整があることをご了承いただき、事務局で調整する方法を考えていた。事務局案を書面でご確認いただく方法もある。

委員 私というより、地域の方に見ていただければご意見があると思う。書面審議はあってもよいと考えるがいかがか。

委員 ダイヤや便数は自由に設定できるようになっており、フレキシブルに対応するほうがスピーディーであることから、県への申請に当たり合意事項になっていないと思われる。沿線地域との調整さえできれば、早く周知して実現すればよいと考える。大きな会議にかけようとするスピードにできなくなる。地元との調整だけでよいのではないか。

会長 事務局へはできるだけ早い対応をお願いする。現状では市営バス 3 路線の変更を揃って登録する想定だが、準備が整った路線から変更登録する方法もある。

委員 ダイヤ改正は事務局へお任せしたい。

会長 備前市さんと関係のある美和線については多少の時間を要するが、改正の内容は予定として地元へ周知できると思う。

本日の議事は以上。事務局は本日の協議内容をもとに具体的な調整を進めてください。

4 その他

委員 前回の会議で、利用促進の観点から市営バス車両を目立つようにする話

があったが、その後アイデアは出たか。

事務局

予算計上等も検討した。しかしながら、アンケート調査結果でも8割以上の方が市営バスを認知していることや、今後路線を増やしていく可能性がある中で、状況を確認しながら車両のラッピングやカラーリングについて考えていきたい。もう少し時間を頂きたい。

委員

地域の公共交通網の維持を長期で見たとき、利用が少ない地域や住民の少ない地域の方の利用回数を増やすことも大切だが、住民が多い地域の方に外に向けて乗ってもらうということも利用者確保に効果がある。人口減少や少子高齢化が進む中では、公共交通不便地域の移動手段確保策だけに限定せず、市の施策と連携しながら、市全体で公共交通を利用する市民を増やす必要がある。この会議の趣旨からは少しそれるが、公共交通会議の中で解決できる問題だけでは公共交通網は維持できないという認識もある。

委員

公共交通会議の趣旨は、公共交通機関を維持するというものではなく、公共交通不便地域に住む高齢者等の交通弱者の移動手段確保が目的である。

委員

便数増加等の方法で利便性を向上させ、利用者を確保しないと公共交通網は維持できない。

委員

牛窓地域でも人口の多いところには市営バス路線が通っていないことに不満が出ている。しかしながら、人口の多い地域は民間の路線バスが運行しており、市営バスを運行させると競合してしまう。

先ほど、師楽や幡の利用が少ないという報告があったが、このような地域の市民は、近所の助け合いで、何とか移動手段を確保している。コミュニケーションの強いところはまとまりがよい。将来的に助け合いでも移動手段確保が困難になったときに市営バスを利用するということがある。

事務局

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

次回の公共交通会議は10月を予定している。日程は後日連絡する。また、市営バスのダイヤ改正についても大筋がまとまり次第書面等でのご確認を依頼する。

閉会のご挨拶を大東副会長にお願いする。

5 閉会

副会長

長時間ご協議いただいたことに感謝する。

色々な意見を出していただき、この会議が盛り上がっていくことはよいことだと感じた。本日は事務局側から提案のあった内容を基に、皆さんで公共交通について考えることができた。バス停の変更やタクシー活用事業の範囲を広げていくと交通不便地域をカバーしていくことができる。交通不便地域を解消することが目的であるので、どの程度カバーできたかを示していただければと思う。

今日の資料は詳細であったが、例えばグラフの最大値や平均値がバラバラだと全体の比較がわかりにくいので、統一して3路線を表示してもらえるとわかりやすいと思う。地図も縮尺があれば、バス停までの距離感を認識しやすい。

今日はみなさんと共通認識できたことがよかった。次回もよろしく願いしたい。